

○総務省令第十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十一日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>〔一〕五十一の二 略</p> <p>五十一の三 「GBAS」とは、地上から航空機に対し、無線測位衛星からの測位情報の精度及び安全性を向上させる補強信号並びに進入降下経路情報を送信し、航空機を安全に滑走路へ誘導する無線航行方式をいう。</p> <p>〔五十二〕九十三 略</p> <p>〔2〕 略</p> <p>第十三条 簡易無線局の周波数及びその空中線電力は、別に告示する。</p> <p>〔2〕 略</p> <p>3 ACAS、航空用DME、タカン又はVORを使用する無線局及びILS、MLS、ATCRBS又はGBASの無線局の周波数は、別表第二号の三に定めるとおりとする。</p> <p>別表第二号の三 ACAS、航空用DME、タカン又はVORを使用する無線局及びILS、MLS、ATCRBS又はGBASの無線局の周波数 (第13条第3項関係)</p> <p>〔1〕～(4) 略</p> <p>〔5〕 GBASの無線局の周波数</p> <p>108.025MHz以上117.95MHz以下の周波数のうち108.025MHz及び108.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕五十一の二 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五十二〕九十三 同上</p> <p>〔2〕 同上</p> <p>第十三条 〔同上〕</p> <p>〔2〕 同上</p> <p>3 ACAS、航空用DME、タカン又はVORを使用する無線局及びILS、MLS又はATCRBSの無線局の周波数は、別表第二号の三に定めるとおりとする。</p> <p>別表第二号の三 ACAS、航空用DME、タカン又はVORを使用する無線局及びILS、MLS又はATCRBSの無線局の周波数 (第13条第3項関係)</p> <p>〔1〕～(4) 同左</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二号の二第7 航空機局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1枚目 略]

2枚目

16 無線局の区別					
17 航 行 用 無 線 設 備	名称	台数	種類及び型式又は名称	製造者名	補足事項
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定器〔ADF〕				
	<input type="checkbox"/> VOR受信機〔VOR〕				
	<input type="checkbox"/> ローカライザ受信機〔LLZ〕				
	<input type="checkbox"/> グライド・パス受信機〔GPR〕				
	<input type="checkbox"/> マーカ受信機〔MKR〕				
	<input type="checkbox"/> 衛星航法装置〔GPS〕				
	<input type="checkbox"/> GBAS受信機〔GBAS〕				
<input type="checkbox"/> その他〔 〕					
[18~22 略]					

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[3枚目 略]

[注1~28 略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

改正前

別表第二号の二第7 航空機局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1枚目 同左]

2枚目

16 無線局の区別					
17 航 行 用 無 線 設 備	名称	台数	種類及び型式又は名称	製造者名	補足事項
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定器〔ADF〕				
	<input type="checkbox"/> VOR受信機〔VOR〕				
	<input type="checkbox"/> ローカライザ受信機〔LLZ〕				
	<input type="checkbox"/> グライド・パス受信機〔GPR〕				
	<input type="checkbox"/> マーカ受信機〔MKR〕				
	<input type="checkbox"/> 衛星航法装置〔GPS〕				
	<input type="checkbox"/> GBAS受信機〔GBAS〕				
<input type="checkbox"/> その他〔 〕					
[18~22 同左]					

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[3枚目 同左]

[注1~28 同左]

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(GBASの無線局の無線設備)

第四十五条の十二の八の二 GBASの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものではない。

- 一 一般的条件
- イ 変調方式は、差動八相位相変調方式であること。
- ロ 伝送速度は、毎秒三一、五〇〇ビットであること。
- 二 有効範囲は、別図第十四号の二に示す範囲によるものであること。
- 三 空中線は、発射する電波の偏波面が水平又は楕円となるものであること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に合致すること。

別表第一号 (第5条関係)  
周波数の許容偏差の表

別表第一号 (第5条関係)  
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、 <u>百万分率</u> )
[1～5 略]		
6 100MHzを超え 470MHz以下	[1～3 略] 4 無線測位局 (1) VORの送信設備 (2) GBASの送信設備 (3) その他の無線測位局 (注29、 30)	[略]     20 2 50
[7～9 略]	[5～11 略]	[略]

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、 <u>百万分率</u> )
[1～5 同左]		
6 100MHzを超え 470MHz以下	[1～3 同左] 4 無線測位局 (1) VORの送信設備 (2) その他の無線測位局 (注29、 30)	[同左]     20 50
[7～9 同左]	[5～11 同左]	[同左]

[注1～注57 略]

[注1～注57 同左]

別表第二号 (第6条関係)

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第45 略]

[第1～第45 同左]

第46 G1D又はG7D電波108.025MHz以上117.975MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局及びG1D電波118MHz以上137MHz以下の周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわ

第46 G1D電波118MHzから137MHzまでの周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず16.8kHzとする。

らず16.8kHzとする。

〔第47～第74 略〕

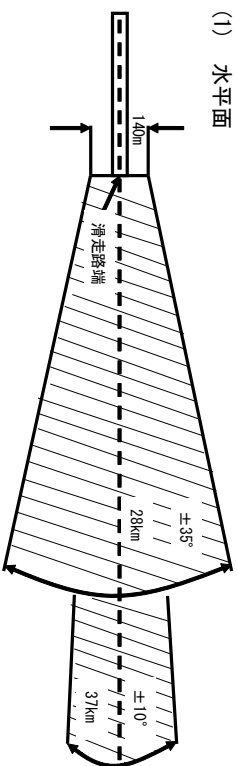
別表第三号 (第7条関係)

〔1～62 略〕

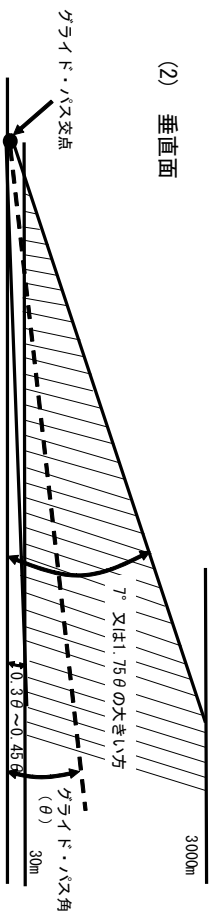
62 G1D又はG7D電波108.025MHz以上117.975MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2及び15に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

64 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から63までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別図第十四号の二 有効範囲 (第45条の12の8の2関係)



(1) 水平面



注1 水平面及び垂直面における最小の有効範囲は、斜線部分とする。  
2 有効範囲内の電界強度は、次のとおりとする。

(1) 水平偏波

最小電界強度 215  $\mu\text{V/m}$  (−99dBW/ $\text{m}^2$ )

最大電界強度 0.879V/m (−27dBW/ $\text{m}^2$ )

(2) 楕円偏波

最小電界強度 136  $\mu\text{V/m}$  (−103dBW/ $\text{m}^2$ )

最大電界強度 0.555V/m (−31dBW/ $\text{m}^2$ )

〔第47～第74 同左〕

別表第三号 (第7条関係)

〔1～62 同左〕

〔新設〕

63 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から62までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線(下線を含む。)は注記である。

[



## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。